

令和3年度第11回

南国市農業委員会議事録

令和4年2月8日（火）

令和3年度11回農業委員会議事録

日 時 令和4年2月8日（火） 午後1時30分～午後2時10分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議案（許認可）

- （1） 農地法第3条の規定による許可申請の件
- （2） 農地法第5条の規定による許可申請の件
- （3） 南国市農用地利用集積計画の件

議案外（報告）

- （1） 農地法第3条の3の規定による届け出の件
- （2） 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- （3） 使用貸借の合意解約通知の件
- （4） 非農地証明願いの件
- （5） 土地改良法第3条第2項の規定による申し出の件

出席者（農業委員 17名）

会長 武市 憲雄	第一副会長 高芝 澄生	第二副会長 中村 和雅	
2 番 池 正人	3 番 田岡 崇	4 番 山本 桂	5 番 今井 まち
6 番 北村 一弘	10 番 武市 忠雄	12 番 平田 修三	13 番 濱田 好典
14 番 鈴木 郁馬	15 番 濱田 章孝	17 番 松岡 清	18 番 森尾 晴代
19 番 植野 永子			

欠席者（農業委員 2名）

11 番 末政 隆一 16 番 垣内 育男

出席者（農地利用最適化推進委員 12名）

1 番 西本 良平	2 番 岩原 英幸	4 番 筧 和幸	5 番 金田 善充
7 番 利岡 邦彦	9 番 山本 修平	10 番 北原 章吾	11 番 山北 泰司
12 番 杉本 和繁	13 番 武内 俊暁	16 番 橋詰 昌明	15 番 岡田 廣志

欠席者（農地利用最適化推進委員 5名）

3 番 門田 俊一	6 番 門田 理博	8 番 西岡 祐三	14 番 浜田 勉
17 番 井上 丈夫			

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 事 穂積 孝昌	

議事録署名委員

10 番 武市 忠雄 12 番 平田 修三

会長	それでは、本日の欠席届が出ていますので報告をいたします。農業委員では11番末政委員さん、16番垣内委員さん。それと推進委員では3番門田俊一委員さん、8番西岡委員さん、17番井上委員さん、6番門田理博委員さん、19番浜田勉委員さんが欠席届が出てきております。本日の署名人ですが、10番の武市忠雄委員さん、12番の平田修三委員さん、よろしくお願いいたします。それで、今月の現地確認ですが、2月22日火曜日になっております。3番の田岡委員さん、5番の今井委員さん、9番の山本修平委員さん、かまんかね？ほんならよろしくお願いいたします。本日の議案ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件になっております。その他、議案外がありますがお目通しを願いたいと思います。それでは議案に入りたいと思います。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について、下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和4年2月8日、南国市農業委員会会長、武市 憲雄、申請受理件数8件、申請受理面積、田7,711.00㎡、畑2,814.00㎡、計10,525㎡。事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	はい。議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書4ページをご覧ください。受付番号67号です。譲受人は72歳。申請地は、大桶の田、2筆で計924㎡、売買による所有権移転で、自作地の隣を取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどの機械は所有していないため、作業委託をしています。農作業歴は20年で、農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。67号は以上です。 受付番号68号と69号は譲受人が同じためまとめて説明します。申請地は、浜改田の畑で、68号が2筆で計473㎡、69号が2筆で計726㎡。売買による所有権移転で社会福祉法人が取得するというものです。法人は、原則農地所有適格法人以外は

農地の取得ができませんが、社会福祉事業を行うことを目的とした法人で、業務の運営に必要な場合に限って例外的に取得が認められています。譲受人は、障害者の方が、生産活動等を通じて訓練を行う事業所で、この例外的に取得が認められる法人に該当すると思われます。譲受人からの申請事由書によると、現在、南国市と高知市で施設利用者の生産活動として、野菜、果樹、栗などを作っていますが、大部分が借地のため、安定して農業経営ができるように農地を取得し、また利用者の工賃増加のためにも規模拡大したいとのことです。取得後は、イモとエンドウを作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。68号と69号については以上です。

受付番号70号です。こちらについては利用権も同時に申請されておりますので、併せて審議をお願いいたします。譲受人は68歳。申請地は、福船の田で、兄から弟への贈与による所有権移転です。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターを所有しており、農作業歴は25年で、農作業には本人と妻が従事しています。下限面積要件については、今回同時に申請されております利用権設定の面積を足すと5000㎡を超えて下限面積要件を満たすようになります。その利用権設定については最後に説明します。申請地は、以前より譲受人が管理しており、取得後もこれまで同様に、野菜を作り、また一部は苗床ハウスとして利用するとのことです。最後に利用権について説明します。議案書14ページの296号です。申請地は、福船の田で、借人の兄の農地で、以前より借人が耕作してきたとのことです。10年の賃借権を設定してこれまで同様に水稻を作るというものです。賃料は20,000円を現金で支払うというものです。70号については、以上です。

受付番号71号です。譲受人は54歳。申請地は、浜改田の畑、4筆で計1,615㎡、売買による所有権移転で、自作地の隣を取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は25年で、農作業には本人と母が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡

を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地はこれまで借りて耕作しており、取得後も同様にシシトウや野菜、水稻の苗床ハウスとして利用し、また一部に建物がありますが、そちらは農業用倉庫として、またシシトウの出荷調整の作業場として利用するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。71号は以上です。

受付番号72号から74号までは譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は70歳。申請地は、前浜の田で72号が3筆で計2,847㎡、73号が611㎡、74号が3筆で計2,821㎡、売買による所有権移転です。譲受人は会社役員で、これから農業で安定した収入を得られるように農地を取得し農業経営を始めるといふものです。譲受人は、トラクターと耕運機を所有しており、それ以外の機械作業は委託するということです。農作業歴は12年で、市外で水稻やイモを作っていたとのこと。農作業には本人と妻と子が従事します。申請地の面積を足すと5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、水稻とハウスを建ててニラを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上、67号から74号まで、70号については利用権設定も含めてご審議のほどよろしく願います。

会長

はい。それでは、事務局より説明がございました。この件につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。

(質問・意見なし)

ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により、許可してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、そのように取り扱いをいたします。続きまして議案第2号、まず初めに受付番号60号が取下げとなりましたので議案書の差し替えをお願いいたします。お配りしておりました差し替え資料をご覧ください。農地法第5条権利移動許可申請審議に

穂積主事	ついて、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和4年2月8日、南国市農業委員会会長、武市憲雄、申請受理件数2件、申請受理面積、田 250 m²、畑 192 m²、計 442 m²。事務局説明をお願いします。 はい。議案第2号を説明します。議案書は差し替え分をご覧ください。受付番号 58 号です。別紙位置図は2ページをお願いします。申請地は比江の畑、192 m²。使用貸借権の設定により個人住宅を建設する計画です。また、議案書の備考欄にもありますが、申請地の隣にある譲渡人所有の宅地の一部 35 m²を一体地として利用します。申請地の選定理由は、土地所有者が自身と夫の老後を見てもらうため、現住居の隣地に娘夫婦に住んでもらうためです。農地区分はいずれの要件にも該当しない、その他の農地で第2種農地に区分されるため立地基準を満たします。土地利用計画図は別紙3ページをお願いします。個人住宅、自己用駐車場等を設置する予定です。その他配置は図の通りです。整地計画については現状地番のまま整地のみ行い、進入については、北側の市道から進入します。排水については雨水については敷地内西側にある既設水路に放流し、生活雑排水については下水道に排水します。地元より排水に問題ない旨の意見を得ております。周辺農地への被害防除計画についてですが、周辺農地からは全て同意を取得しており、その他農地にも影響はないものと現地確認で判断しております。他法令については、開発許可の申請中で許可見込みがあることを担当課に確認しています。最後に当日配布資料の2から3ページをご覧ください。申請地の一部に許可なく砂利を敷き駐車場として利用していたと始末書の提出があります。現地の写真と始末書を載せてありますのでご一読をお願いします。58号は以上です。 続きまして59号です。別紙位置図は4ページです。申請地は南国市小籠の田、815 m²のうち 250 m²の一部転用、使用貸借権を設定し個人住宅を建設する計画です。申請地の選定理由は、借家住まいをしている借人の住居が子が成長するに伴い手狭であることと、近くに住む両親との相互扶助のためです。農地区分は10ha以上の集団農地に
------	---

	属するため第1種農地に該当しますが、例外規定である集落の接続に該当するため立地基準を満たすものと考えております。土地利用計画図については別紙位置図5ページをお願いします。個人住宅、駐車場等を設置します。その他配置は図の通りです。整地計画については田の土を掘り起こして碎石で転圧し、礫質土を入れて整地、進入については北側市道から進入。排水計画については、雨水は雨水枡で集水し北側既設水路に放流、汚水は浄化槽を経由し雨水同様北側水路に放流する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見を得ております。周辺農地への被害防除計画については、周辺農地からは全て同意を取得しており、その他農地にも悪影響なしと判断しております。他法令については、開発許可見込みがあることを担当課に確認しています。本件は以上です。以上で議案第2号の説明を終わります。
会長	事務局より説明がありました。これにつきましてご意見やご質問はございませんか？ (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定により意見書を付け、高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 次に議案第3号、南国市農用地利用集積計画について下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか協議をお願いします。令和4年2月8日、南国市農業委員会会長、武市憲雄、事務局説明をお願いします。まず、受付番号294号、濱田好典委員さん、議事参与の制限により退室をお願いします。 (濱田好典委員 退室) それでは事務局説明をお願いします。 藤田次長 はい、議案第3号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。

会長	議案書の１４ページの２９４号を説明します。借人は、６１歳。申請地は、岡豊町中島の田で、１年目は使用貸借権、２年目からは賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米６０kg相当の金額を現金で支払うかまたは、物納するというものです。以上、審議よろしくお願いいたします 事務局より説明がございました。ご意見ご質問はございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。 （瀧田好典委員 入室） 続きまして受付番号３００号、中村副会長の案件でございますので退室をお願いします。 （中村副会長 退室） 事務局。
藤田次長	１５ページの３００号を説明します。借人は、６４歳。申請地は、前浜の田で、３年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米６０kg相当の金額を口座振込するというものです。以上、審議よろしくお願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご意見ご質問はございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。 （中村副会長 入室） 次に受付番号３０３から３０５号が私の案件でございますので、高芝副会長進行をお願いします。

	(会長 退室)
高芝副会長	それでは303から305まで事務局の方から説明をお願いします。
藤田次長	はい。16ページの303号から305号です。借人は、75歳。申請地は、大埴の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kg相当の金額を現金で支払うというものです。以上、審議よろしく願いいたします。
高芝副会長	事務局より説明がございました。ご意見ご質問はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (会長 入室)
会長	それでは事務局、後の残りをお願いします。
藤田次長	はい。9ページです。ここからは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧ください。276号です。資料は4ページです。申請地は、金地の田で、5年の賃借権を設定するというものです。賃料は10aあたり5,000円を口座振込するものです。 277号です。申請地は、金地の田で、5年の使用賃借権を設定するというものです。 278号です。資料は5ページです。申請地は、植野の田で、5年の使用賃借権を設定するというものです。 279号です。資料は6ページです。申請地は、西山の田で、5年の使用賃借権を設定するというものです。 280号です。申請地は、西山の田で、5年の使用賃借権を設定するというものです。 281号です。資料は7ページです。申請地は、下末松と廿枝の田で、10年の使

用貸借権を設定するというものです。

282号です。資料は8ページです。申請地は、廿枝の田で、10年の使用貸借権を設定するというものです。

283号です。資料は9ページです。申請地は、小籠の田で、5年の使用貸借権を更新するというものです。

284号です。資料は10ページです。申請地は、陣山の田で、5年の使用貸借権を更新するというものです。

285号です。資料は11ページです。申請地は、廿枝の田で、5年の使用貸借権を更新するというものです。

286号です。申請地は、廿枝の田で、5年の使用貸借権を更新するというものです。以上が農地中間管理事業です。

次に12ページの287号から289号までは借人が同じため、まとめて説明します。借人は、農地所有適格法人です。申請地はいずれも植田の田で、287号は11か月の賃借権を設定して生姜を作るというもので、賃料は、10a当たり50,000円を口座振込するというものです。288号は5年の賃借権を設定してソルゴーを作るというもので、賃料は10a当たり20,000円を口座振込するものです。289号は、5年の賃借権を設定して生姜を作るというもので、賃料は2筆で275,000円を口座振込するというものです。

290号です。借人は農地所有適格法人です。申請地は上末松の田で、5年の賃借権を設定してネギを作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を口座振込するというものです。

291号です。借人は57歳。申請地は、上野田の田で、5年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米45kgを物納するというものです。

292号です。借人は62歳。申請地は、岡豊町中島の田で 5年の賃借権を設定

してカボチャを作るというものです。賃料は、10aあたり米60kg相当の金額を口座振込するかまたは現金で支払うというものです。

293号です。借人は64歳。申請地は、岡豊町中島の田で、5年の賃借権を設定して野菜を作るというものです。賃料は10aあたり米60kg相当の金額を現金で支払うというものです。

295号です。借人は67歳。申請地は、植田の田で、5年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。

297号です。借人は63歳。申請地は、大埴の田で、1年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するというものです。

298号です。借人は68歳。申請地は、西山の田で、3年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。

299号です。借人は45歳。申請地は、稻生の田で、2年7か月の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、賦課金を負担するというものです。

301号です。借人は61歳。申請地は、上野田の田で、3年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。

302号です。借人は70歳。申請地は、立田の田で、5年の賃借権を更新して水稻とキャベツを作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。

306号です。借人は70歳。申請地は、里改田の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。

会長	307号です。借人は、67歳。申請地は、堀ノ内の田で、3年の使用貸借権を設定して水稻を作るというものです。 308号です。借人は、43歳。申請地は、堀ノ内の田で、3年の使用貸借権を設定して水稻を作るというものです。 309号です。借人は、73歳。申請地は、岡豊町八幡の田で、5年の使用貸借権を更新して野菜を作るというものです。以上、276号から309号まで、審議よろしくお願いいたします。 事務局より説明がございました。ご意見ご質問はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終了しました。その他議案外は載せておりますのでお目通しをお願いします。 (午後2時10分閉会)
-----------	---

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和4年6月8日

会 長 武市 嘉雄

議事録署名委員 平 田 修三

議事録署名委員 武市 忠雄